

中小企業特定社債保証制度要綱

中小企業特定社債保証制度要綱

1. 制度目的

中小企業者の資金調達手段の多様化を図るため、信用保証協会が一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債(私募債)について保証を行うことにより、その事業資金を供給し、もって、中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

2. 申込人資格要件

以下の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者とする。

(1) 純資産額が1億円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④いずれか1項目を充足すること。

- ①自己資本比率が20%以上であること。
- ②純資産倍率が2.0倍以上であること。
- ③使用総資本事業利益率が10%以上であること。
- ④インデット・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。

(2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④いずれか1項目を充足すること。

- ①自己資本比率が20%以上であること。
- ②純資産倍率が1.5倍以上であること。
- ③使用総資本事業利益率が10%以上であること。
- ④インデット・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。

(3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④いずれか1項目を充足すること。

- ①自己資本比率が15%以上であること。
- ②純資産倍率が1.5倍以上であること。
- ③使用総資本事業利益率が5%以上であること。
- ④インデット・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。

(注) 各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。

3. 保証限度額及び保証形式

①保証限度額

4億5千万円とする。

ただし、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とする。また、私募債に係る保証割合は90%とする。(したがって、保証付き私募債の発行価格は5億円が限度となる。)

②保証形式

信用保証協会及び金融機関の共同保証形式とする。ただし、証券化を活用するものにあつては、この限りではない。

4. 対象資金

事業資金とする。

(注) 中小企業者の事業経営上利益とならない金融機関の旧債決済資金は除く。

5. 対象金融機関

銀行、信用金庫等中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関とする。

6. 保証期間

7年以内とする。

7. 返済方法

返済方法については信用保証協会の定めるところによる。ただし、登録機関登録債により発行される社債については期限一括償還に限る。

8. 信用保証料率

協会所定の料率とする。

9. 担保・保証人

担保については信用保証協会の定めるところによる。

ただし、共同保証人以外の保証人については徴求しない。

10. 発行形式

振替債又は登録機関登録債とする。

社債の種類は問わない。

11. 支払金利

発行体所定利率とする。

12. 添付資料

信用保証協会所定の申込資料のほか、私募債発行に伴う所定資料とする。

13. 留意事項

発行にあたっての社債に係る事項については、本制度要綱によるもののほか、社債要領によるものとする。

また、保証に係る手続き等については本制度要綱に定めるもののほか、信用保証協会において別に定める特定社債保証制度事務手続要領によるものとする。